

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）							
2 施設の概要	敷地面積: 73,008.32m ² 延床面積: 15,243.54m ² 施設構造: 鉄骨トラス構造 一部鉄筋コンクリート造2階建							
3 募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日							
4 募集概要	申請受付期間 令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日 指定期間 令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日（5年間） 管理業務内容 (1) 屋内グラウンド、トレーニング室、練習室、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るために各種の行事および文化的行事の実施 (3) その他長浜ドームの設置の目的を達成するために必要な業務 管理料参考額 281,864,000円（消費税および地方消費税を含む。）							
5 審査の概要および結果	申 請 者 <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> <td>グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>S・NKグループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社</td> </tr> </table> 合計 1 グループ 審査方式 滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会）において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。 選定委員会委員（スポーツ部会） *部会長 (50音順、敬称略) 石井 厚徳（公認会計士） 高橋 伊三男（彦根市スポーツ推進委員協議会会长） *松永 敬子（龍谷大学経営学部教授） 南 七重（弁護士） 明 世熙（びわこ成蹊スポーツ大学講師） 審査基準 別紙参照 審査経過 第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会） (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会） (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定		所在地	名 称	グループの構成 (グループ申請の場合)	滋賀県大津市松本 一丁目2-20	S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社
所在地	名 称	グループの構成 (グループ申請の場合)						
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社						

審 査 結 果	指定管理者の候補者	S・NKグループ																					
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>27.8</td><td>59.8</td><td>59.2</td><td>68.0</td><td>14.0</td><td>228.8</td></tr> </tbody> </table>						申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	S・NKグループ	27.8	59.8	59.2	68.0	14.0	228.8		
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																	
S・NKグループ	27.8	59.8	59.2	68.0	14.0	228.8																	
※点数は各委員の平均値 (300点満点)																							
<p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>219</td><td>215</td><td>222</td><td>236</td><td>252</td><td>1144</td><td>228.8</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S・NKグループ	219	215	222	236	252	1144	228.8
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																
S・NKグループ	219	215	222	236	252	1144	228.8																
<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>281,800,000円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	S・NKグループ	281,800,000円												
申請者	提示額																						
S・NKグループ	281,800,000円																						
<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p>																							
<p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営体制は、現指定管理者としての実績が充分にあり、また、熱中症対策や雷対策などの安全対策も適切に実施されている。 職員研修を適切に行っており、日々の対応事例を隨時職員間で共有するなど現場での実施体制も問題ないと考える。 電光表示板を活用したパブリックビューイングやトップアスリートチームとの交流など施設独自の取組を多く提案されており、施設の活性化が期待できる。 																							

別紙 《 滋賀県立長浜ドームの審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	日本管財株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 福田 慎太郎	
団体の所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	
設立年月日	昭和40年10月27日	
資本金	3,000,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年3月31日現在	11,516人
主たる業務内容	(1)建物管理運営事業 (2)住宅管理運営事業 (3)環境施設管理事業 (4)不動産ファンドマネジメント事業 (5)その他の事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (2)兵庫県立但馬ドーム 施設維持管理業務 (3)堺市サッカー・ナショナルトレーニングセンター 施設維持管理業務 (4)北九州市立門司体育館等27スポーツ施設 施設維持管理業務 (5)アクアリーナ豊橋 施設維持管理業務 (6)国分寺市民スポーツセンター 施設維持管理業務 (7)総社市スポーツセンター 施設維持管理業務 (8)住吉スポーツセンター 施設維持管理業務 (9)新宿区立新宿スポーツセンター 施設維持管理業務 (10)幸手総合公園外6公園 施設維持管理業務 (11)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務 (12)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (13)滋賀県立武道館 施設維持管理業務	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				A	うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館を除く。)	S・NKグループ	公募	5	281,800	277,910	55,582	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高いホスピタリティの徹底 ・キッズスペース等の設置による親子で安心して来館できる施設づくり ・快適なスポーツ環境の整備 ・ホームページに新設するお問い合わせフォームによる利用者ニーズの把握 ・ユニバーサルデザインによる施設づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局本部との共通業務の一括管理、共通物品等の一括発注による経費の縮減 ・予防保全による修繕等を適切に管理・執行し、利用者への影響を最小にとどめ、突発的な修繕等への対応経費を縮減 ・専門性を活かした管理運営を創意工夫による経費節減 ・施設サービスのデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀国スポ・障スポ後の生涯スポーツ社会の実現とさらなる競技力の向上 ・湖北スポーツ振興の拠点として、競技人口の裾野の拡大と選手層の充実に向けた事業の実施 ・警察・消防・病院と連携とともに知識・資格を有するスタッフの配置による効率的な管理運営の実施

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立栗東体育館											
	敷地面積: 5,581.00m ² 建築面積: 2,919.77m ² 延床面積: 3,201.18m ² 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建											
2 施設の概要	施設内容 (所在地) 栗東市上鈎514 (設置目的) 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、広く県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 平成6年10月											
3 募集概要	募集方法	公募										
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	募集内容	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)									
		管理業務内容	(1) アリーナ、トレーニング室、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他栗東体育館の設置の目的を達成するために必要な業務									
		管理料参考額	161,081,000円 (消費税および地方消費税を含む。)									
4 応募状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td>グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ協会</td> <td></td> </tr> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称		滋賀県大津市松本 一丁目2-20	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)										
所在地	名称											
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会											
	合計 1 者											
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)										
	審査基準	別紙参照										
	審査経過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定										

審 查 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会</td><td>26.2</td><td>60.4</td><td>57.6</td><td>61.2</td><td>14.0</td><td>219.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ協会</td><td>217</td><td>208</td><td>213</td><td>224</td><td>235</td><td>1097</td><td>219.4</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>160,742,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営体制は、現指定管理者としての実績が充分にあり、また、熱中症対策や競技に応じた安全面での工夫などの安全対策も適切に実施されている。 SNSを活用した積極的な発信については、閲覧数も多く施設利用の促進にもつながっていると考える。こういった発信について、国スポ後にも継続して取り組んでもらいたい。 	申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会	26.2	60.4	57.6	61.2	14.0	219.4	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	217	208	213	224	235	1097	219.4	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県スポーツ協会
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																													
公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会	26.2	60.4	57.6	61.2	14.0	219.4																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	217	208	213	224	235	1097	219.4																												
申請者	提示額																																		
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	160,742,000円																																		

別紙 《 滋賀県立栗東体育館の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立栗東体育館	(公財) 滋賀県スポーツ協会	公募	5	160,742	159,812	31,962	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保や危機管理の徹底 個人利用の受付簡素化や定期券、ポイントカードの継続実施による料金割引 アンケート実施やみんなさんの声BOX設置による利用者ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局本部との一体的管理による経費縮減 施設設備の安全性確保や長寿命化対策やライフサイクルマネジメントによるコストの縮減など、長期的視点からの維持管理 省エネ機器の導入、他施設との一括購入や一括契約による管理運営コストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県スポーツ協会加盟団体、競技団体等関係団体等との連携強化 体操教室の開催や生涯スポーツの推進、競技スポーツ、学校スポーツ支援事業の展開 知識・資格を有するスタッフの配置による効率的な管理運営

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立武道館											
	敷地面積: 6,501.36m ² 延床面積: 13,272.20m ² 施設構造: 鉄筋コンクリート造5階建											
2 施設の概要	施設内容 (所在地) 大津市におの浜4丁目2-15 (設置目的) 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、広く県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 平成5年3月											
3 募集概要	募集方法	公募										
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	募集内容	指定期間 (1) 剣道場、柔道場、弓道場、相撲場、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他武道館の設置の目的を達成するために必要な業務										
	管理料参考額	252,627,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
4 応募状況	<table border="1"> <tr> <td>申請者</td> <td colspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>S・NKグループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社</td> </tr> </table>			申請者	グループの構成 (グループ申請の場合)		所在地	名 称		滋賀県大津市松本 一丁目2-20	S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社
申請者	グループの構成 (グループ申請の場合)											
所在地	名 称											
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社										
	合計 1 グループ											
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)										
	審査基準	別紙参照										
	審査経過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定										

審 査 結 果	指定管理者の候補者	S・NKグループ																					
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>27.4</td><td>60.0</td><td>59.2</td><td>66.4</td><td>14.0</td><td>227.0</td></tr> </tbody> </table>							申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	S・NKグループ	27.4	60.0	59.2	66.4	14.0	227.0	
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																	
S・NKグループ	27.4	60.0	59.2	66.4	14.0	227.0																	
※点数は各委員の平均値 (300点満点)																							
<p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>222</td><td>232</td><td>218</td><td>213</td><td>250</td><td>1135</td><td>227.0</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S・NKグループ	222	232	218	213	250	1135	227.0
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																
S・NKグループ	222	232	218	213	250	1135	227.0																
<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>252,564,000円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	S・NKグループ	252,564,000円												
申請者	提示額																						
S・NKグループ	252,564,000円																						
<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p>																							
<p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営体制は、現指定管理者としての実績が充分にあり、また、熱中症対策などの安全対策も適切に実施され、熱中症事案発生時への対応実績もあり評価できる。 過去に利用実績のある団体や旅行会社などに働きかけられるなど積極的な営業を実施されており、利用促進が図られていると判断。 親子で9種類の武道などが体験できる事業や子供向けの運動能力向上プログラムなど施設独自の取組を多く提案されており、施設の活性化が期待できる。 																							

別紙 《 滋賀県立武道館の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
		災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	日本管財株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 福田 慎太郎	
団体の所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	
設立年月日	昭和40年10月27日	
資本金	3,000,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年3月31日現在	11,516人
主たる業務内容	(1)建物管理運営事業 (2)住宅管理運営事業 (3)環境施設管理事業 (4)不動産ファンドマネジメント事業 (5)その他の事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (2)兵庫県立但馬ドーム 施設維持管理業務 (3)堺市サッカー・ナショナルトレーニングセンター 施設維持管理業務 (4)北九州市立門司体育館等27スポーツ施設 施設維持管理業務 (5)アクアリーナ豊橋 施設維持管理業務 (6)国分寺市民スポーツセンター 施設維持管理業務 (7)総社市スポーツセンター 施設維持管理業務 (8)住吉スポーツセンター 施設維持管理業務 (9)新宿区立新宿スポーツセンター 施設維持管理業務 (10)幸手総合公園外6公園 施設維持管理業務 (11)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務 (12)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (13)滋賀県立武道館 施設維持管理業務	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要			
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化
滋賀県立武道館	S・NKグループ	公募	5	252,564	250,474	50,095	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保や危機管理の徹底 国スポ・障スポ後の競技水準の定着と競技力向上 スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局本部との共通業務の一括管理による経費の縮減 予防保全による修繕費の縮減 省エネ機器の導入、他施設との一括購入や一括契約による管理運営コストの削減 <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県スポーツ協会加盟団体、競技団体等関係団体等との連携強化 武道体験教室の開催や働き世代、女性の参加の推進、障害者スポーツ活動の充実 知識・資格を有するスタッフの配置による効率的な管理運営

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施 設 名	滋賀県立アイスアリーナ											
	敷地面積: 25,707.18m ² 延床面積: 7,752.37m ² 施設構造: 鉄筋コンクリート造 2階建											
2 施 設 の 概 要	施設内容 (所在地) 大津市瀬田大江町17-3 (設置目的) 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、広く県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 平成12年5月											
3 募 集 概 要	募 集 方 法	公募										
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	募 集 内 容	指 定 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)									
		管理業務内容	(1) アイススケート場、アリーナ、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他アイスアリーナの設置の目的を達成するために必要な業務									
		管理料参考額	205,641,000円 (消費税および地方消費税を含む。)									
4 応 募 状 況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申 請 者</td> <td>グルーピングの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>SPNグループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス</td> </tr> </table>			申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称		滋賀県大津市松本 一丁目2-20	SPNグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス
申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)										
所在地	名 称											
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	SPNグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス										
	合計 1 グループ											
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審 査 方 式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)										
	審 査 基 準	別紙参照										
	審 査 経 過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月17日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定										

審 査 結 果	指定管理者の候補者	S P N グループ																							
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>27.2</td><td>59.8</td><td>59.2</td><td>61.6</td><td>14.0</td><td>221.8</td></tr> </tbody> </table>						申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	S P N グループ	27.2	59.8	59.2	61.6	14.0	221.8				
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																			
S P N グループ	27.2	59.8	59.2	61.6	14.0	221.8																			
<p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>218</td><td>216</td><td>217</td><td>234</td><td>224</td><td>1109</td><td>221.8</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>205,595,000円</td></tr> </tbody> </table>						申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S P N グループ	218	216	217	234	224	1109	221.8	申請者	提示額	S P N グループ	205,595,000円
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																		
S P N グループ	218	216	217	234	224	1109	221.8																		
申請者	提示額																								
S P N グループ	205,595,000円																								
<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会への広報のほか、氷上フェスティバルやバックヤードツアーナど施設の認知度向上につながる独自の取り組みを多く提案されており、施設の活性化が期待できる。 ・障害福祉施設が施設を利用される際の対応実績のほか、パラスポーツ体験の実施など、障害者スポーツの振興に取り組まれており、評価できる。 																									

別紙 《 滋賀県立アイスアリーナの審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	株式会社パティネレジャー	
代表者職・氏名	代表取締役 小林 一志	
団体の所在地	東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号	
設立年月日	昭和51年1月13日	
資本金	85,000千円（令和7年9月1日現在）	
従業者数	令和7年9月1日現在	77人
主たる業務内容	(1)アイススケートリンクの設計、施工、業務管理、営業備品販売 ース 他	
類似施設の管理に関する 過去の業務実績	(1)滋賀県立アイスアリーナ スケートリンク業務管理 (2)大阪市立真田山プール スケートリンク業務管理 (3)小瀬スポーツ公園アイスアリーナ スケートリンク業務管理	
特記事項		

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 ナショナルメンテナンス	
代表者職・氏名	代表取締役 池田 浩也	
団体の所在地	滋賀県彦根市犬方町790番地	
設立年月日	昭和45年9月16日	
資本金	20,000千円（令和7年8月15日現在）	
従業者数	令和7年8月15日現在	1,175人
主たる業務内容	(1)総合ビルメンテナンス業務 (2)一般建設業 (3)一般労働者派遣業 (4)電気管理業務	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立アイスアリーナ 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (2)株式会社平和堂各店舗 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (3)米原市役所 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (4)彦根市役所 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (5)栗東市役所 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (6)長浜市役所 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (7)済生会守山市民病院 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (8)全国市町村国際文化研修所 清掃管理、設備管理、警備保安業務 (9)もりやまエコパーク 清掃管理、設備管理、警備保安業務	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立 アイスアリーナ	S P N グループ	公募	5	205,595	202,905	40,581	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化に対応した申し込みシステムの導入 ・利用者の安全確保や危機管理の徹底、定期的な施設の巡回、保守点検による安心安全な施設づくり ・アンケート実施や意見箱設置による利用者ニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局本部との共通業務の一括管理、共通物品等の一括発注による経費の縮減 ・予防保全による修繕等を適切に管理・執行し、利用者への影響を最小にとどめ、突発的な修繕等への対応経費を縮減 ・グループの各社がそれぞれのノウハウと強みを活かす管理運営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県スポーツ推進計画に基づき、課題克服や県と同じ目標実現に向けた連携 ・地域の学校施設、複合商業施設との連携強化 ・イベント開催など自主品牌を通じた氷上スポーツの周知

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場											
	敷地面積: 1,803.00m ² 建築面積: 902.09m ² 延床面積: 1,258.90m ² 施設構造: (管理棟) 鉄骨造2階建 (審判塔) 鉄骨造3階建											
2 施設の概要	施設内容 (所在地) 大津市玉野浦6-1 (設置目的) スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資することを目的とする。 (設置年月) 平成6年10月											
3 募集概要	募集方法	公募										
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日										
	募集内容	指定期間 令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日(5年間) 管理業務内容 (1) 漕艇競技施設および設備器具の提供 (2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他漕艇場の設置の目的を達成するために必要な業務										
	管理料参考額	186,553,000円(消費税および地方消費税を含む。)										
4 応募状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td>グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ協会</td> <td></td> </tr> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称		滋賀県大津市松本 一丁目2-20	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)										
所在地	名称											
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会											
	合計 1 者											
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)										
	審査基準	別紙参照										
	審査経過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定										

審 査 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会</td><td>27.4</td><td>61.0</td><td>59.2</td><td>66.4</td><td>14.0</td><td>228.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県スポーツ協会</td><td>224</td><td>235</td><td>244</td><td>220</td><td>217</td><td>1140</td><td>228.0</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>186,500,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボートやカヌー教室のほか、独自提案としてバレエ教室やヨガ教室など施設のロケーションを活かした自主事業に積極的に取り組まれ、施設の活性化に向けた運用が期待される。今後、こういった自主事業について、他の指定管理施設への展開や広報の工夫をすすめ、より事業の効果をさらに高められたい。 ・地域の自治会の行事に参加するほか、漁協や警察、消防など地域社会の多様な主体と連携し、良好な関係を築くことで円滑な施設運営を進められており、施設の効用の地域への還元にもつながっていると考えられる。 	申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会	27.4	61.0	59.2	66.4	14.0	228.0	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	224	235	244	220	217	1140	228.0	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県スポーツ協会
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																													
公益財団法人 滋賀県スポーツ 協会	27.4	61.0	59.2	66.4	14.0	228.0																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	224	235	244	220	217	1140	228.0																												
申請者	提示額																																		
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	186,500,000円																																		

別紙 《 滋賀県立琵琶湖漕艇場の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項 (グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 A	単年度 換算 B=A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立琵琶湖漕艇場	(公財) 滋賀県スポーツ協会	公募	5	186,500	186,320	37,264	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なコース管理 ・水草の定期的な除去、消波フロートの維持管理 ・気象情報やコースコンディション等の情報発信 ・ホームページに新設するお問い合わせフォームによる利用者ニーズの把握 ・ユニバーサルデザインによる施設づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局本部との共通業務の一括管理、共通物品等の一括発注による経費の縮減 ・予防保全による修繕等を適切に管理・執行し、利用者への影響を最小にとどめ、突発的な修繕等への対応経費を縮減 ・専門的知識や経験を有する職員を配置することによる効率的・効果的な施設運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀国スポーツ障後の生涯スポーツ社会の実現とさらなる競技力の向上 ・瀬田水域（地元）との連携による湖上体験の機会創出 ・滋賀の特性を活かしたボート・カヌー体験教室等の開催 ・水上安全指導員の活動

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施 設 名	滋賀県立ライフル射撃場										
	敷地面積: 15,060m ² 建築面積: 637.76m ² 延床面積: 806.27m ² 施設構造: 鉄骨造 2階建										
2 施 設 の 概 要	施設内容 (所在地) 大津市大石東町鉢峠 (設置目的) 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、広く県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 昭和55年5月										
3 募 集 概 要	募 集 方 法	公募									
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日									
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日									
	募 集 内 容	指 定 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)								
		管理業務内容	(1) ライフル射撃競技施設その他の施設および設備器具の提供 (2) ライフル射撃競技の普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他射撃場の設置の目的を達成するために必要な業務								
		管理料参考額	0円								
4 応 募 状 況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申 請 者</td> <td rowspan="2">グルーピングの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td>高島市安曇川町青柳 855番地6</td> <td>特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会</td> <td></td> </tr> </table>			申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	高島市安曇川町青柳 855番地6	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	
申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)									
所在地	名 称										
高島市安曇川町青柳 855番地6	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会										
	合計 1 者										
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審 査 方 式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)									
	審 査 基 準	別紙参照									
	審 査 経 過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月17日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定									

審 查 結 果	指定管理者の候補者	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会																				
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会</td><td>24.6</td><td>50.6</td><td>48.0</td><td>54.8</td><td>10.0</td><td>188.0</td></tr> </tbody> </table>						申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	24.6	50.6	48.0	54.8	10.0	188.0	
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																
特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	24.6	50.6	48.0	54.8	10.0	188.0																
<p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃 協会</td><td>200</td><td>188</td><td>181</td><td>186</td><td>185</td><td>940</td><td>188.0</td></tr> </tbody> </table>							申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃 協会	200	188	181	186	185	940	188.0
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値															
特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃 協会	200	188	181	186	185	940	188.0															
<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>						申請者	提示額	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	0円													
申請者	提示額																					
特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	0円																					
<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技人口の底上げのための小学生向けチームライフル体験会の実施による競技普及のほか、新たに狩猟用の銃の利用のための認定や教習射撃場としての認定を取得されるなど、施設の利用促進に向けた取り組みが提案されている。 施設の老朽化や利用者数の低迷など多くの課題がみられることから、滋賀県とともに、施設のあり方についても検討しながら、適切な施設管理を進めていただきたい。 																						

別紙 《 滋賀県立ライフル射撃場の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会	
代表者職・氏名	会長 志村 市郎	
団体の所在地	滋賀県高島市安曇川町青柳855-6	
設立年月日	平成19年3月1日	
資本金	一	
従業者数	令和7年4月1日現在	理事・監事 9人
主たる業務内容	<p>高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、ライフル射撃に関する幅広い分野で指導および普及活動を行うとともに、不特定多数のアマチュアライフル射撃競技参加者・団体等を対象に、各競技大会の運営、主催、共催、後援を行い、スポーツ競技としてのライフル射撃の健全なる発達、品位向上、審判員・記録員といった人材の育成をも推進することにより、ライフル射撃全般に亘る振興を図り、県民のスポーツに対する関心や取り組みの裾野を広げ、スポーツ全体の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業)</p> <p>競技会、射撃会の開催、後援事業 ライフル射撃指導者、審判員、記録員の育成事業 指導者派遣事業 講演会、講習会、映写会等の開催事業 射撃場の保守・保安事業、運営受託事業 他</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立ライフル射撃場	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	
滋賀県立 ライフル射撃場	(NPO法人) 滋賀県ライフル射 撃協会	公募	5	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・銃を取り扱う施設としての利用者の安全確保や指導、危機管理の徹底 ・競技会に必要な時間帯の開場など柔軟な対応 ・アンケートの実施などによる利用者の声の運営への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの指定管理料0円を前提に、利用料金収入を主な収入として、管理運営の効率的な執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビームライフルの射撃講習会、地元自治体での射撃大会など自主事業の充実

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立伊吹運動場										
	敷地面積: 10,130m ² 建築面積: 459.45m ² 延床面積: 664.27m ² 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建										
2 施設の概要	施設内容 (所在地) 米原市春照105 (設置目的) 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、広く県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 昭和54年3月										
3 募集概要	募集方法	公募									
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日									
	申請受付期間	令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日									
	募集内容	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日(5年間)								
		管理業務内容	(1) 運動場の施設その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他運動場の設置の目的を達成するために必要な業務								
		管理料参考額	11,216,000円(消費税および地方消費税を含む。)								
4 応募状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>米原市春照77番地の2</td> <td>公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興事業団</td> <td></td> </tr> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	米原市春照77番地の2	公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興事業団	
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在地	名称										
米原市春照77番地の2	公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興事業団										
	合計 1 者										
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)									
	審査基準	別紙参照									
	審査経過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月17日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定									

審 査 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点35点)</th> <th>選定基準2 (配点75点)</th> <th>選定基準3 (配点80点)</th> <th>選定基準4 (配点90点)</th> <th>選定基準5 (配点20点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興 事業団</td> <td>26.0</td> <td>50.0</td> <td>51.2</td> <td>54.4</td> <td>10.0</td> <td>191.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td> <td>204</td> <td>182</td> <td>185</td> <td>192</td> <td>195</td> <td>958</td> <td>191.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td> <td>11,216,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として施設を管理運用しながら、びわこ国体のレガシーとして施設を拠点とした競技の普及振興に大きく貢献していることは大きく評価できる。今後、国スポのレガシーとして地域におけるシンボルスポーツのさらなる発展に期待する。 ・ラクロスの利用に向けた取組など、施設の利用促進に向けた新たな提案があり、施設の活性化が期待できる。 	申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興 事業団	26.0	50.0	51.2	54.4	10.0	191.6	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	204	182	185	192	195	958	191.6	申請者	提示額	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																													
公益財団法人 伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興 事業団	26.0	50.0	51.2	54.4	10.0	191.6																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	204	182	185	192	195	958	191.6																												
申請者	提示額																																		
公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	11,216,000円																																		

別紙 《 滋賀県立伊吹運動場の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	
代表者職・氏名	代表理事 的場 收治	
団体の所在地	滋賀県米原市春照77-2	
設立年月日	昭和54年1月23日	
資本金	5,000千円（令和7年10月1日現在）	
従業者数	令和7年10月1日現在	66人
主たる業務内容	(1) スポーツ施設の管理運営事業 (2) 青少年の健全育成に関する事業 (3) 健康増進に関する事業 (4) 米原市におけるスポーツ・文化振興施策達成を目的とした事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立伊吹運動場 (2) 伊吹B & G海洋センター (3) 伊吹第1・第2グラウンド (4) 伊吹テニスコート (5) 伊吹薬草の里文化センター (6) 伊吹山文化資料館	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立伊吹運動場	(公財) 伊吹山麓 まいばらスポーツ 文化振興事業団	公募	5	11,216	11,211	2,242	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全管理および危機管理の徹底 ・アンケートの実施や調整会議での意見交換により利用者のニーズを的確に把握し、管理運営に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が運営する他施設との総務機能等の一体化や事業の協働により管理運営経費の削減 ・事務用消耗品について、リサイクル品を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連団体と協力し、連携事業や広域的大会を実施 ・(公財) 日本ホッケー協会と連携し、施設のPRを実施

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー											
2 施設の概要	敷地面積: 7,737.73m ² 施設構造: (管理棟) 延床面積 207.19m ² 木造2階建、 (第1艇庫) 延床面積 5,339.02m ² 鉄筋コンクリート造3階建 (第2艇庫) 延床面積 290.66m ² 木造平屋建											
3 募集概要	施設内容 (所在地) 大津市柳が崎1-2 (設置目的) スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資することを目的とする。 (設置年月) 平成8年10月											
4 応募状況	<table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td colspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市松本 一丁目2-20</td> <td>SSグループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 NPO法人滋賀県セーリング連盟</td> </tr> </table> <p>合計 1 グループ</p>			申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)		所在地	名 称		滋賀県大津市松本 一丁目2-20	SSグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 NPO法人滋賀県セーリング連盟
申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)											
所在地	名 称											
滋賀県大津市松本 一丁目2-20	SSグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 NPO法人滋賀県セーリング連盟										
5 審査の概要および結果	審査方式 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。											
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略) 石井 厚徳(公認会計士) 高橋 伊三男(彦根市スポーツ推進委員協議会会長) *松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 南 七重(弁護士) 明 世熙(びわこ成蹊スポーツ大学講師)											
	審査基準 別紙参照											
	審査経過 第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年7月28日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議											
	第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会(スポーツ部会) (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定											

審 査 結 果	指定管理者の候補者	S S グループ																				
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点35点)</th><th>選定基準2 (配点75点)</th><th>選定基準3 (配点80点)</th><th>選定基準4 (配点90点)</th><th>選定基準5 (配点20点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>27.4</td><td>52.4</td><td>51.2</td><td>58.8</td><td>14.0</td><td>203.8</td></tr> </tbody> </table>							申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計	S S グループ	27.4	52.4	51.2	58.8	14.0	203.8
申請者	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																
S S グループ	27.4	52.4	51.2	58.8	14.0	203.8																
<p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p>																						
<p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>216</td><td>199</td><td>186</td><td>218</td><td>200</td><td>1019</td><td>203.8</td></tr> </tbody> </table>							申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S S グループ	216	199	186	218	200	1019	203.8
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値															
S S グループ	216	199	186	218	200	1019	203.8															
<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>							申請者	提示額	S S グループ	0円												
申請者	提示額																					
S S グループ	0円																					
<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p>																						
<p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手の育成や普及振興のほか、日々の利用や大会での安全対策など、専門性を活かした適切な管理運営が実施されており、評価できる。 さらなる活性化に向け、新たに整備された会議室を活用した独自の自主事業などへの取り組みについても積極的に検討いただきたい。 																						

別紙 《 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバーの審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること (2号)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。(40)		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。(10)		10	
		十分な安全対策を講じているか。(20)		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。(10)		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（10）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（2）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（2） ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（2）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。（2） ア 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2		
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。		合計	300	300	

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本一丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和7年4月1日現在）	
従業者数	令和7年4月1日現在	157人
主たる業務内容	(1)県民総スポーツの普及・振興に関すること (2)競技力の向上に関すること (3)国民スポーツ大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5)各種スポーツ大会の開催に関すること (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立彦根総合運動場 施設維持管理業務 (2)滋賀県立スポーツ会館 施設維持管理業務 (3)滋賀県立体育館 施設維持管理業務 (4)滋賀県立武道館 施設維持管理業務 (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 施設維持管理業務 (6)滋賀県立長浜ドーム 施設維持管理業務 (7)滋賀県立栗東体育館 施設維持管理業務 (8)滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 施設維持管理業務 (9)滋賀県立アイスアリーナ 施設維持管理業務 (10)彦根総合スポーツ公園 施設維持管理業務	

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟	
代表者職・氏名	理事長 山本 伸善	
団体の所在地	滋賀県大津市柳が崎一丁目2番	
設立年月日	平成18年2月2日	
資本金	7,155千円（令和2年3月31日現在）	
従業者数	令和7年6月1日現在	理事・幹事 12人
主たる業務内容	(1)ヨットレース開催・運営事業 (2)ヨット教室事業 (3)ヨット競技の技術指導・クリニック (4)国体のための技術強化 (5)オリンピック出場候補選手支援事業 (6)指定管理者制度による公の施設の管理運営事業 (7)ヨット用具・用品の修理・販売	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：スポーツ課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）	今回の指定による効果の概要				
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立 柳ヶ崎ヨットハーバー	S S グループ	公募	5	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・湖上スポーツの特性を踏まえ、専門性を活かした施設の管理運営 ・更衣室やシャワールームの追加による利用者サービスの向上と ・救護室や雷アラートの配備による安全管理 ・HPにて湖面状況のライブ映像が確認できるウェブカメラの設置 ・メールによる艇庫利用申込の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が運営する他施設との総務機能等の一体化や電力等の一括調達による管理運営経費の削減 ・県からの指定管理料0円を前提とし、利用料収入の増収や管理効率化等を図る自立的経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の競技大会の開催や各種セーリング教室の実施による競技の普及振興 ・国スポーツセーリング競技大会を運営したノウハウを活かしたインカレなど大規模大会の誘致